

IIJ GDPR対応状況セカンドオピニオンサービス

お客様が作成した文書を、IIJがレビュー&アドバイス

監督機関への対応

GDPRを遵守し、お客様を執行リスクから守るには、監督機関に対する説明責任を果たせるようにすることが大切です。GDPRには、実際の詳細な遵守内容とは別に、初めから文書が存在しない、または必要な体制が整っていないことを形式的な法律違反として指摘できる義務項目も多くあります。そのため、監督機関への対応は、まず形式を整え、次に内容に踏み込むという流れが必要です。

サービスの特長

IIJ GDPRセカンドオピニオンサービスでは、形式的な文書や体制の有無の確認だけでなく、適切な内容になっていることを専門家の立場で確認し、適正な修正内容をアドバイスいたします。更に、ご依頼に応じて、既存文書自体の修正を行うことも可能です。なお、IIJ GDPR有事対応支援サービスをご利用のお客様が、インシデントの発生から72時間以内の監督機関への報告といった対応を即座に始めるためにも、事前に御社の情報を理解しているコンサルタントが関わる本サービスのご契約が有効です。

監督機関に説明責任を果たす上で必要となる文書例

- 13条・14条：プライバシーノーティス
- 15条～22条：データ主体の権利行使（問い合わせ対応）手順
- 28条：管理者と処理者間で締結されるデータ処理契約
- 30条：個人データ処理記録（一覧）
- 32条：適切な技術的・組織的セキュリティ対策に関するリスクベースアプローチにもとづく対応計画
- 33条：データ保護違反時の監督機関への報告手順・ドラフト文書
- 35条：DPIA（既存業務に対する必要性評価と必要な場合のDPIA結果）
- 46条・47条：第三国移転の適法化措置
- ITシステム鳥瞰図
- ITシステム一覧
- プライバシーポリシー（社外公開用：GDPR要件上必須ではありませんが、各社慣例で残す傾向あり）
- 社内の個人情報保護規程
- プライバシー保護に対する現状の体制
- グローバルの拠点情報及びDPOチーム候補一覧 など

費用

既存文書を修正する際の作業量で、個別に見積ります。詳しくは、担当営業にお問い合わせください。



詳しくは、以下のWebサイトをご覧ください。

<https://www.iij.ad.jp/biz/gdpr-opinion/>